

令和2年6月8日

歯科医療機関 各位

公立昭和病院

歯科口腔外科部長 福與 晋邦

緊急事態宣言解除後の診療体制について

平素より当科での診療について、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、緊急事態宣言の解除に伴い、中止をしておりましたエアロゾルの発生する処置（タービンを使用した抜歯等）を含めて、6月1日より、これまでどおりの診療を再開いたしました。

しかし、感染があっても、COVID-19 を発症していない患者さんが来院する可能性が引き続きあります。そのため、当院における感染予防の観点から当面、下記の対応とさせていただきます。

当科に紹介いただく際は、患者さんにもお伝えいただければ幸いです。

- タービンの使用などエアロゾルが発生する処置を行う患者さんは、診療予定日の7日前より自宅で体温測定を行い、測定記録を持参していただく。（当院ホームページよりダウンロード可）
- 受診当日に測定記録、当日の発熱など COVID-19 を疑う症状があれば延期とする。
- COVID-19 を疑う患者さんについては、エアロゾルが発生する処置は行わず、対症療法のみとし、感染がないことが確認されてから行なう。
- 緊急の処置が必要な場合は、LAMP 法検査を実施する。（平日1時間程度で結果判明）

先生方におかれましては、大変お手数をおかけしますが、何卒、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

この件に関する問い合わせ先
公立昭和病院 歯科口腔外科外来
TEL 042 (461) 0052 (代)
Fax 042 (461) 0143